

宅配ポイントサービスの利用ルール

(目的)

第1条 本ポイントサービスの利用ルール（以下「本ルール」という）は、生活協同組合コープあいち（以下「生協」という）のコープ宅配を利用する組合員に対してポイントを付与し、商品代金等の口座振替時に利用していただくサービス（以下「本サービス」という）のルールを定めたものです。

(ポイントの付与)

第2条 ポイントの付与は次の通り実施します。

- (1) 毎月15日までに利用いただいたポイント対象商品合計額（税抜）に対し、400円ごとに1ポイントを付与します。その際の端数は切り捨てます。
- (2) ポイント対象商品は次に示すカタログでの利用に限ります。
 - ・食品&雑貨
 - ・キャロット
 - ・いつでも注文カタログ
 - ・化粧品カタログ
 - ・eフレンズ限定企画
 - ・くらしと生協
 - ・スクロール（スクロールドラッグは対象外）
 - ・ギフト
- (3) ポイント付与の時期は次のとおりとします。
 - ・利用代金の口座振替が確認できたとき
 - ・口座振替できず、再請求期限までに支払いが確認できたとき
- (4) 次に掲げる事業や商品はポイント付与の対象外とします。
 - ・移動店舗（フレンズ便）
 - ・夕食宅配
 - ・モーニングコープ
 - ・コープ共済
 - ・葬祭
 - ・チケット等のサービス事業
 - ・法人等の利用
 - ・出資金
 - ・コープ宅配料
 - ・スクロールドラッグ
 - ・募金

(返金によるポイントの減算)

第3条 天候不順等で商品のお届けができなかった場合や、雑貨品の返品等の理由で商品代金の返金が生じた場合、その分のポイントを自動的に減算します。

(ポイントの使用)

第4条

(1) 組合員は以下の方法により、保有するポイントをコープ宅配で利用する商品代金（税込）にあてることができます。

- ・ 1 ポイント＝1 円（税込）として使用することができます。
- ・ 翌週お届けする注文品の利用に対し、ポイントを使用することができます。
- ・ 商品注文書またはe-フレンズでポイント使用を申し込みます。
- ・ ポイントの使用は注文商品の確定と同時となります。

(2) 次に掲げる事業や商品はポイント使用の対象外とします。

- ・ 第2条（4）に掲げた事業・商品
- ・ くらしと生協
- ・ スクロール
- ・ ギフト等のカタログ事業

（ポイントの有効期限）

第5条 ポイントの有効期限は、当年3月4週～翌年の3月3週までに付与されたポイントについて、翌々年3月3週までとなります。

（ポイントの消滅）

第6条 次に掲げる事由が生じた場合、ポイントは消滅します。

- ・ 口座振替日に支払いができず、再請求期限までにも支払いができなかった場合、その月のポイントは付与されません。
- ・ 有効期限内に使用しなかったポイントは消滅します。
- ・ 生協脱退時点で保有しているポイントは消滅します。

（ポイントの照会）

第7条 組合員は保有するポイント数、付与予定のポイント数、使用したポイント数を、次の方法により確認できます。

- ・ お届け明細表
- ・ ご利用明細書
- ・ eフレンズのポイント照会画面
- ・ 音声カタログ

（注意事項）

第8条 以下のことはできません。

- ・ 保有するポイントと現金の引き換え。
- ・ 保有するポイントを、他の組合員に貸与、譲渡、または他の組合員とポイントの共有・合算すること。
- ・ 保有するポイントのコープ宅配以外での使用。
- ・ 保有するポイントと、他のポイントサービスとの合算。

（ポイントの使用ができない場合）

第9条 次の場合、ポイントの使用はできません。

- ・ 組合員が、本ルールに違反したとき。
- ・ 使用するポイントが保有するポイントを上回ったとき。
- ・ ポイント使用の注文が正しくなされなかったとき。

(免責)

第10条 生協は、本サービス関連システムの運用に最善を尽くすものとします。ただし、本サービスに関する通信回線や機器の故障などに伴うシステムの停止、データの消失、または不正アクセス等により、組合員に生じた損害について、生協に重大な過失がない限り、生協は責任を負いません。

(本サービスに関する案内)

第11条 本サービスに関する案内は、ホームページ等で組合員にお知らせします。

(本ルールの改廃)

第12条 本ルールの改廃は、一定の猶予期間を設け行います。

(本サービスの終了)

第13条 本サービスを終了する場合には、十分な予告期間を設けた上で、様々な方法で組合員へお知らせします。

附 則

本サービスは、2019年9月30日より施行します。

この利用ルールの改廃は、コープあいちコープ宅配事業支援本部が行います。

改定履歴

2020年	6月22日	第11条削除（経過措置期間終了により削除）・条番号の繰り上げ
2021年	10月11日	第4条改定（標準税率商品にも保有ポイント使用可能に改定）
2022年	1月1日	第5条改定（2019年度中付与ポイントの有効期限特例を削除）
2022年	11月21日	第5条改定（有効期限を3月3週までに改定）
2023年	3月13日	第5条改定（2021年付与ポイントの有効期限特例を削除）